

## ○ 「三重の森林づくり条例」の取扱いについて

### 1 当検討会での議論を踏まえた「三重の森林づくり条例」の改正を要すると考えられる事項について

#### ① 「市町の責務」の追加

「三重県木材利用の推進に関する条例（仮称）」に「市町の責務」が規定される見込みとなったこととの整合を図るとともに、森林環境譲与税及び森林経営管理制度の創設など、近年、森林整備における市町の役割の重要性が高まっていることを踏まえ、「三重の森林づくり条例」においても「市町の責務」を追加する。

#### <条文イメージ>

（市町の責務）

第七条の二 市町は、三重のもりづくりにおいて重要な役割を有していることに鑑み、基本理念に基づき、県、森林所有者等、県民及び事業者と連携し、その地域の特性に応じて、当該市町における三重のもりづくりに関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

#### ② 「森林環境教育」（第5条・第18条）の「森林教育」への変更

令和2年10月に執行部において「みえ森林教育ビジョン」が策定され、今後県が推進する森林環境教育・木育を「みえ森林教育」として定義し直しているところであり、その動向も踏まえて、「三重県木材利用の推進に関する条例（仮称）」では森林環境教育及び木育を「森林教育」と総称する旨を規定することとしたこととの整合を図るため、「三重の森林づくり条例」において第5条及び第18条の見出しに用いられている「森林環境教育」という用語を「木育」をも含めた「森林教育」に改める。

#### ③ 「県産材の利用の促進」（第16条）におけるエネルギー利用の位置付けの明確化

「三重県木材利用の推進に関する条例（仮称）」では、木質バイオマスのエネルギー利用は利用促進を図る主たる分野とはしないと整理されたところであるが、木質バイオマスのエネルギー利用は森林資源の循環利用の観点から重要なものであるため、「県産材の利用の促進」（第16条）において、エネルギー利用について明確に位置付けることとする。

#### <条文改正イメージ>

（県産材の利用の促進）

第十六条 県は、県産材の利用の拡大が三重のもりづくりに資することに鑑み、建築、エネルギーその他多様な分野における県産材の利用を促進するため、県産材の認証制度の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 （略）

#### ④ 「県産材の利用の促進」(第16条)の規定内容の充実化

現行の「三重の森林づくり条例」の「県産材の利用の促進」(第16条)においては、県産材の利用の促進に必要な措置として明示されているのは「県産材の認証制度の推進」だけであるため、当検討会におけるこれまでの議論も踏まえ、県産材の利用の促進に必要な措置の具体的項目を更に追加的に規定し、その内容を充実させることも検討の余地がある。

## 2. 改正に向けた取扱いについて

当検討会は、三重県産材の利用の促進に関し、条例の制定に向けた調査及び検討を行うことを目的として設置されたものであり、「三重の森林づくり条例」の改正は、その設置目的の範疇<sup>はんちゆう</sup>外であるため、1の内容の実現のためには次のような取扱いについて検討する必要がある。

### ① 当検討会として環境生活農林水産常任委員会に「三重の森林づくり条例」の改正を提起し、同委員会で条例改正の検討をしてもらう。

※ 田中座長が同委員会に出席して提起する機会をつくるか、あるいは同委員会委員長である中瀬古副座長又は同委員会委員である西場委員から提起してもらうこととなると思われる。(ただし、委員長は中立公正の立場であるため、委員長である中瀬古副座長から提起してもらうことは難しいと考えられる。)

※ 常任委員会における議提条例の改正は、平成19年度の総務生活常任委員会において「県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例」の改正を行った例があり、その際は、比較的スピーディーに改正手続が進んでいたようである(3回の委員会を経て、条例案提出)。

### ② 当検討会として農林水産部に「三重の森林づくり条例」の改正を提起し、同部で条例改正の検討をもらう。

※ 田中座長から農林水産部に対して書面等で提起を行うこととなると考えられるが、従来の議会側からの一般質問等を通じた条例の制定改廃の要望と同様、必ずしも農林水産部が条例改正に前向きに取り組んでもらえる保証はない。

※ 執行部で条例改正を行う場合、様々な手続を踏む必要があるため、かなり時間を要することとなるおそれがある。

### ③ 当検討会として代表者会議に「三重の森林づくり条例」の改正を提起し、同会議で条例改正のための検討会等の設置の検討をもらう。

※ 田中座長から代表者会議において当検討会の検討状況の報告とともに、「三重の森林づくり条例」の改正の必要性について提起してもらうことが考えられる。

※ 「三重の森林づくり条例」の改正のための検討会等を新たに設置する場合、少なくとも当検討会が終結するまでは設置が困難と考えられ、また、相当程度の時間も要することになると考えられる。

④ 当検討会で「三重の森林づくり条例」の改正まで検討できるよう、代表者会議で諮ってもらおう。

※ 田中座長から代表者会議において当検討会の検討状況の報告とともに、当検討会で「三重の森林づくり条例」まで検討することの可否について諮問してもらうことが考えられる。

※ 当検討会の設置目的は本会議で議決されたものであるため、当検討会で「三重の森林づくり条例」の改正まで検討するためには、代表者会議で諮るだけでなく、設置目的の変更の議決が必要になってくる可能性がある。